

経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定を改正する議定書の締結に

ついて承認を求めるの件(閣条第二号)(先議) 要旨

この改正議定書は、二〇〇五年(平成十七年)に効力を生じた現行の経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定について、両国間で物品の貿易の更なる自由化及び円滑化を目指した改正交渉が行われた結果、二〇一一年(平成二十三年)九月二十二日にメキシコ市において署名されたものである。

この改正議定書は、前文、本文六箇条及び末文並びに改正議定書の不可分の一部を成す付表から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、現行協定で定める原産地証明書に加え、認定輸出者による原産地申告を原産地証明とする。
- 二、我が国は、牛肉、豚肉及び鶏肉に関し、関税割当数量を協定発効後十二年目(二〇一六年)までに段階的に拡大し、鶏肉の枠内税率を平成二十二年度初めの実行最惠国税率から当該実行最惠国税率の四十パーセントを減じて得た税率とする。また、オレンジに関し、関税割当数量を八年目(二〇一二年)から十二年目までの各年についてそれぞれ四千百トンとするとともに、枠内税率を十二年目までに段階的に削減し、

十二年目の六月一日から十一月三十日まででは五パーセント、十二月一日から翌年五月三十一日まででは十パーセントとする。さらに、オレンジジュースに関し、関税割当数量を八年目の六千八百トンから毎年三百トンずつ拡大し、十二年目については八千トンとするとともに、枠内税率を段階的に削減し、十二年目には五・三パーセントから七・四パーセント又は一キログラムにつき五円七十銭の従量税率のいずれか高い方とする。

我が国は、アガベシロップ（りゅうぜつらんから作られる果糖水）について関税割当ての設定を約束し、その割当数量は、八年目の五十トンから毎年十トンずつ拡大し、十二年目については九十トンとする。枠内税率は、二十五パーセント又は一キログラムにつき十二円五十銭の従量税率のいずれか高い方とする。

三、メキシコは、一部の自動車部品、インクジェットプリンタ用紙及びみかんについて、二〇一二年四月一日に関税を撤廃する。また、りんご及び緑茶について関税割当ての設定を約束し、その割当数量は、八年目から十二年目までの各年についてそれぞれ五百トンとし、枠内税率は、輸入時の実行最恵国税率から当該実行最恵国税率の五十パーセントを減じて得た税率とする。